

# 旧氏併記の手続きについて

## ★注意★

- ① 旧氏併記の手続きをされると、**住民票の写し、マイナンバーカード、印鑑登録証明書**の**すべてに併記されます。**併記したいものを選ぶことはできません。
- ② 一度併記した旧氏は、婚姻等により氏が変わってもそのまま併記されます。
- ③ 旧氏は、他の市区町村に転入しても引き続き併記されます。ただし、国外転出後、再度転入された場合、**引き続き旧氏を併記するには国外転出時点の除票が必要となります。**

## 手続きに必要な物

- ・旧氏の記載(新規や再記載、もしくは変更)に関する場合

- ①旧氏記載(新規・再記載、変更)請求書
- ②本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証、資格確認書など)  
※銀行口座の通帳や診察券などでは受付できません。
- ③旧氏の振り仮名が記載された疎明資料  
(旧姓名義の銀行口座の通帳や旧姓が記載されたパスポートなど)  
※旧氏が記載された戸籍謄本等に旧氏の振り仮名が記載されていない、または、記載されている振り仮名が請求したい振り仮名と異なる場合に必要

※住民票に記載を求める旧氏が記載されている戸籍(または除籍)謄本等は**原則添付不要**となりましたが、庁内確認手続によって確認できないときは戸籍謄本等の提出を求める場合があります。

- ・旧氏の削除に関する場合

- ①旧氏記載削除請求書
- ②本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証、健康保険証など)  
※銀行口座の通帳や診察券などでは受付できません。

## マイナンバーカードへの旧氏の記載について

マイナンバーカードをすでにお持ちの方は、備考欄に旧氏を掲載いたします。  
マイナンバーカードをまだお持ちでない方は、氏名欄に大きく旧氏が印刷されます。  
通知カードへの旧氏記載はできません。  
(令和2年5月25日に廃止されました)



請求書は市役所市民課  
⑥番窓口にあります。

## 旧氏の削除・再記載について

旧氏を削除する場合は、それ以前に使われていた氏は、再び記載することができません。  
再記載したい場合は、消除以降に生じた旧氏の中から選びます。

## 旧氏の変更について

旧氏の変更は、氏の変更があった際に行えます。すでに記載されている場合は、そのまま記載している旧氏を継続するか、新たに生じた旧氏に変更するかを選ぶことができます。

その他、ご不明な点がございましたら、下記の問い合わせ先までお問合せ下さい。

## 【問い合わせ先】

摂津市役所 市民課 住民記録係  
TEL: 06-6383-1360(直通)  
06-6383-1111(大代表)  
072-638-0007(代表)